

第 2 2 期 第 3 6 回青森県東部海区漁業調整委員会議事録

- 1 日 時 令和 6 年 7 月 2 3 日（火）午後 1 時 3 0
- 2 場 所 青森市新町 1 丁目 1 1－2 2
ウェディングプラザ アラスカ 2 階「ガーネット」
- 3 出席者

区 分	職 名	氏 名
委 員	会 長	松 本 光 明
	委 員	東 田 義 廣
	〃	富 田 由 廣
	〃	田 高 利 美
	〃	木 村 慶 造
	〃	荒 谷 正 壽
	〃	竹 林 雅 史
	〃	南 谷 雅 人
	〃	尾 崎 幸 弘
	〃	坂 岡 正 彦
	〃	宮 野 昭 一
	〃	中 居 裕
	〃	堤 静 子
	欠席委員	二本柳 勝
	〃	松 下 誠四郎
県 側	水産振興課 副参事	野 月 浩
	総括主幹	長 根 幸 人
	三八地方水産事務所 所長	蝦 名 浩
	下北地方水産事務所 水産普及課長	竹 谷 裕 平
事 務 局	事務局長	三 橋 潤一郎
	主幹専門員	田 中 規 雄
	技師	傳 法 利 行

4 提出議案

議案第 1 号：漁業の許可の制限措置の内容等について

原案どおり答申することに決定された。

議案第 2 号：秋さけはえなわ漁業の操業制限に係る委員会指示の発動について

原案どおり委員会指示を発動することに決定された。

5 議事の経過

会 長

それでは、予定されている委員の皆さんがお揃いでありますので、ただ今から、第22期第36回青森県東部海区漁業調整委員会を開催いたします。

開会に当たりまして、一言挨拶を申し上げます。

第22期第36回委員会の御案内を差し上げたところ、委員の皆様には、御多忙の中、御出席をいただきまして感謝いたします。

本日の委員会は、先ほど事務局から説明があったとおり、議題として議案2件の審議が予定されていますので、委員各位の御協力と県の適切な御助言をいただきながら、スムーズに進めて参りたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

本日は、委員数15名のところ、過半数を超える13名の委員の御出席をいただいておりますので、漁業法第145条第1項の規定に基づきまして、本委員会は成立しております。

次に、委員会規程第13条第2項の規定により、議事録署名人を選出したいと思いますが、これまでの慣例により、私から指名してよろしいでしょうか。

委 員

（「異議なし」の声あり。）

会 長

異議なしとの声がございますので、それでは、今回の議事録署名人といたしまして、宮野委員と堤委員の両名を指名いたしますので、よろしくお願いいたします。

それでは、早速議題に入ります。

議案第1号「漁業の許可の制限措置の内容等について（諮問）」を議題に付します。

事務局から説明をお願いします。

三橋事務局長

はい、会長。

会 長

はい、局長。

三橋事務局長

それでは、議案第1号につきまして説明いたします。

議案第1号資料の1ページ目を御覧ください。

これは、県知事からの諮問文です。件名及び本文のみ読み上げます。

漁業の許可の制限措置の内容等について（諮問）

このことについて、漁業法第58条において読み替えて準用する同法第42条第3項の規定に基づき、貴委員会へ諮問します。

以上となりますが、これは、漁業法に基づく規定により、今回の諮問があったもので、詳細については、この後、県側から説明がありますので、事務局からは以上でございます。

会 長

県から補足説明があればお願いします。

水産振興課 野月副参事

はい、会長。

会 長

はい、野月副参事。

水産振興課 野月副参事

そうしましたら、議案第1号につきまして、県から補足説明させていただきます。お手元の資料の2ページ目を御覧いただければと思います。

いつものように漁業魚種、それから漁業を営む者の資格、許可又は起業の認可をすべき漁業者の数について説明させていただきます。

漁業魚種は、ほたてけた網漁業でございます。

漁業を営む者の資格は、東共第29号共同漁業権の組合員行使権者ということで、野牛漁協ということになっております。

許可すべき船舶の数は1隻となっております。

表の方では、漁業者の数ということになっておりますけども、船舶の数が1隻となっております。

こちらが2ページ目でございます。

続いて、3ページ目を御覧いただければと思います。

漁業魚種は、うに・ほや潜水器漁業でございます。

漁業を営む者の資格は、東共第39号共同漁業権の漁業権者ということで、風間浦漁協、実際は、易国間の方ですけども、ということで、許可すべき漁業者の数は1人というふうになってございます。

県からの説明は以上でございます。

御審議の方、よろしくお願いいたします。

会 長

事務局及び県からの説明が終わりましたので、委員各位から何か御質問、御意見がありましたらお願いいたします。

なお、発言は議案以外にわたらないよう、そして発言する際は挙手の上、私の指名を受けた後、マイクを使用して御発言するようお願いします。

御質問、御意見はありませんですか。

委 員

（「ありません」の声あり。）

会 長

それでは、議案第1号については、諮問のとおり決定したいと思います、御異議ございませんか。

委 員

（「異議なし」の声あり。）

会 長

それでは議案第1号「漁業の許可の制限措置の内容等について（諮問）」は、諮問どおり決定し、県知事に答申することいたします。

なお、答申文の内容については、本職に一任願います。

続きまして、議案第2号「秋さけはえなわ漁業の操業制限に係る委員会指示の発動について」を議題に付します。

事務局から説明をお願いします。

三橋事務局長

はい、会長。

会 長

はい、局長。

三橋事務局長

それでは、議案第2号について説明いたします。

まず、今回の依頼の背景でございますが、赤道以北の太平洋での動力漁船により、サケ又はマスを目的とする漁業については、「漁業の許可及び取締り等に関する省令」の第84条により、一部例外を除き営んではならないとされておりまして、青森県沖でも禁止されております。ただ、この法令は、総トン数10トン以上の漁船というも

のが対象になっていますので、10トン未満の漁船には制限がかかっていない状況にあります。

このような制度の中、本県のサケ・マスの再生産親魚の確保等を目的に、県からの依頼により、当海区管内においては総トン数10トン未満の動力漁船を使用して行う秋さけはえなわ漁業の操業を禁止する委員会指示を昭和62年から発動してきているところです。

議案第2号資料1を御覧願います。

県農林水産部長から東部海区会長あてに、当該漁業の操業制限にかかる委員会指示の発動についての依頼文でございます。本文の主要部分のみ読み上げます。

本県太平洋海域において、いかつり漁業等と操業区域が輻輳するこの漁業について、昨年同様、サケの再生産用親魚の確保と、当該海域の漁業秩序の目的として、漁業関係法令により規制対象とされていない10トン未満船による秋さけはえなわ漁業の操業を禁止して頂きたい、漁業法第120条第1項による委員会指示の発動を依頼します。

というものでございます。

次に1枚めくっていただいて、議案第2号資料2を御覧願います。

今回の依頼を受けての指示案でございます。

前段部分を読み上げます。

青森県東部海区漁業調整委員会指示第8号

漁業法第120条第1項の規定により、サケを目的とするはえなわ漁業について、次のとおり操業を禁止する。

令和6年7月31日

青森県東部海区漁業調整委員会 会長 松本光明

となっております。

以降の本文につきましては、年次が更新されているほかは、前年と同じ内容となっております。

1つ補足いたしますが、はえなわの試験操業につきましては、近年は操業予定がなく、内水面研究所においても委託手続きが行われていない状況が続いていると聞いておりますが、将来の資源動向によっては、操業を再開する可能性がありますので、「3対象者」のただし書きで、試験操業のための除外規定を残しておるということになっております。

なお、県報登載時に若干の字句修正がある場合は、事務局一任ということで御承認いただきたいと考えております。

事務局からの説明は以上でございます。

御審議の方、よろしくお願いいたします。

会 長

次に県から説明をお願いします。

水産振興課 野月副参事

はい、会長。

会 長

はい、野月副参事。

水産振興課 野月副参事

議案第2号につきましては、県からの補足説明はございません。

ということで、引き続き御審議のほど、よろしくお願いいたします。

会 長

事務局及び県からの説明が終わりましたので、委員各位から何か御質問、御意見がありましたらお願いいたします。

御質問、御意見ありませんですか。

委 員

（「異議なし」の声あり。）

会 長

それでは、御質問、御意見もないようでありますので、議案第2号については、原案どおり委員会指示を発動することとしたいと思いますが、御異議ございませんか。

委 員

（「異議なし」の声あり。）

会 長

それでは、議案第2号「秋さけはえなわ漁業の操業制限に係る委員会指示の発動について」は、指示案のとおり委員会指示を発動することといたします。

なお、指示にあたって若干の字句修正がある場合は、事務局一任とします。

それでは、以上、これをもちまして議事を全て終了し、第22期第36回青森県東部海区漁業調整委員会を閉会します。

終了 午後1時45分